

○JV-Campus連携室規程

〔 令和6年3月28日
法人規程第43号 〕

JV-Campus連携室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置するJV-Campus連携室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 JV-Campus連携室は、オンライン国際教育プラットフォーム（Japan Virtual Campus。以下「JV-Campus」という。）と連携し筑波大学（以下この条において「本学」という。）における教育コンテンツの開発及び実践運用を通じた国際的オンライン教育の先導を行い、もって本学の教育の発展及び学修の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 JV-Campus連携室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学内教育コンテンツのJV-Campusでの利用推進に関すること。
- (2) JV-Campus用のコンテンツの開発及び運用の支援に関すること。
- (3) JV-Campus用のコンテンツの評価及び改善に関すること。
- (4) JV-Campusと学内教育システムとの連携に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 JV-Campus連携室は、教育を担当する副学長が職員のうちから指名する室員で組織する。

(室長等)

第5条 JV-Campus連携室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。

- 2 JV-Campus連携室に副室長を置き、室長が室員のうちから指名する。
- 3 室長は、JV-Campus連携室の業務を総括する。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(室員の任期等)

第6条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(専門部会)

第7条 JV-Campus連携室に、専門的な事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

(事務)

第8条 JV-Campus連携室に関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部において処理する。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、JV-Campus連携室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。